

## 調査結果の公表方法に関する基本的な考え方

## 目次

「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成 17 年 10 月 26 日 中央教育審議会）（抄） .....	2
「全国的な学力調査の具体的な実施方法等について（報告）」（平成 18 年 4 月 25 日 全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議）（抄） .....	3
「全国的な学力調査の今後の改善方策について（まとめ）」（平成 29 年 3 月 29 日 全国的な学力調査に関する専門家会議）（抄） .....	5
国会会議録（第 193 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 10 号 平成 29 年 4 月 14 日） .....	7

「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成 17 年 10 月 26 日 中央教育審議会）（抄）

第Ⅱ部 各論

第 1 章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する

（2）教育内容の改善

ウ 学習到達度・理解度の把握のための全国的な学力調査の実施

- 各教科の到達目標を明確にし、その確実な習得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学習の到達度・理解度を把握し検証することは極めて重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このような観点から、子どもたちの学習到達度・理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当である。なお、実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である。
- 具体的な実施の方法、実施体制、結果の扱い等について更に検討する必要がある。その際には、自治体や学校が全国的な学力状況との関係でそれぞれの学力状況を把握することにより、教育の充実への取組の動機付けとなることが重要な視点であると考えられる。
- また、併せて、収集・把握する調査データの取扱いに慎重な配慮をしつつ、地域性、指導方法・指導形態などによる学力状況との関係が分析可能となる方法を検討する必要がある。なお、学力調査の調査内容に関しては、知識・技能を実生活の様々な場面などに活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力を対象とすることが重要である。

「全国的な学力調査の具体的な実施方法等について（報告）」（平成 18 年 4 月 25 日  
全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議）（抄）

5. 調査結果の公表及び返却について

(2) 調査結果の公表の具体的方法

○昨年 10 月の中央教育審議会答申においては、「実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である」との指摘がなされている。

○国が公表する調査結果については、都道府県は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなどの役割と責任を有していることなどにかんがみ、国全体の状況に加えて、基本的に都道府県単位の状況とする。

○市区町村の状況については、現在都道府県において独自に実施されている学力調査においても市区町村単位まで調査結果を公表する自治体数が 8 にとどまっていることや、現時点において個々の単位の状況まで公表すると序列化や過度な競争につながるおそれがありその影響は大きいと予想されることなどを考慮し、個々の市区町村単位の状況を公表するのではなく、地域の規模等に応じたまとまりごとに、例えば、大都市（政令指定都市及び東京 23 区）、中核市、その他の市、町村の状況を公表する。また、へき地における学校全体の状況を公表する。

(略)

○また、公表に当たっては、全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であることを示すことや、数値により示される調査結果についての解釈を併せて示すことなどの配慮が必要である。

(3) 調査結果の返却の具体的方法

(略)

○また、返却に当たっては、以下のような留意点を併せて示すなどの配慮が必要である。

- 全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であること。
- 数値による示される調査結果については、分かりやすい反面、一面的な解釈がなされるおそれがあるため、その数値の解釈と併せて返却すること。
- 学校評価や児童生徒の学習状況の評価など学校教育にかかわる評価に際して、この調査結果を有用な情報の一つとして活用できるものの、この調査結果は多面的な評価のための一側面にすぎないこと。

(略)

- 都道府県が国から返却された調査結果を独自に公表することについては、国としては都道府県に対して一定の考え方を示して都道府県等の判断にゆだねるべきとの意見もあったが、都道府県が域内の市区町村等の状況を個々の市区町村名等を出して公表することになると序列化や過度な競争につながるおそれは払拭できないと考えられる。また、全国的な学力調査の実施主体が国であることや市区町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみると、都道府県に対して、原則として、国における公表レベルや内容と同様の対応を求めることが適当である。
- 一方、全国的な学力調査において、都道府県等が、域内における学力に関する分布の状況を明らかにするために、個々の市区町村名等を出さないで市区町村、学校、児童生徒の分布の状態を示すことはあり得るものと考えられる。
- 現在、都道府県が独自に実施する学力調査において、域内の市区町村の状況を個々の市区町村名等を出して公表している都県があるが、これについてはそれぞれの都道府県の判断にゆだねられるべきである。
- 国が市区町村や学校に調査結果を返却することのねらいは、それぞれが全国の中でどのような状況であるか認識し、その上で指導改善等に生かすことにある。各市区町村や学校が自己の結果を公表することは、それぞれの判断にゆだねることが適当であるが、公表する場合も、全国的な学力調査の結果に基づいて順位付けがなされることや過度な競争をあたらないよう細心の配慮を払う必要がある。
- 市区町村、学校が地域や保護者等に説明責任を果たすために自己の結果を公表する場合には、例えば、この調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化や過度な競争をあたらないような工夫や取組が必要である。

## 「全国的な学力調査の今後の改善方策について（まとめ）」（平成 29 年 3 月 29 日 全国的な学力調査に関する専門家会議）（抄）

### 4. 具体的な改善方策

#### （4）指定都市の調査結果の公表方法

- 国として全国学力・学習状況調査を実施する説明責任を果たすため、調査結果については、全国的な傾向だけでなく、都道府県ごとの状況を示してきた。今般、教育行政における指定都市を取り巻く現状等を勘案し、国として、より積極的に説明責任を果たすべく、指定都市の結果を公表することについて検討を進めた。
- 現在の全国学力・学習状況調査では、国が以下のことなどを勘案し、都道府県別の調査結果を公表してきた。
  - ・規模（域内の広さ、児童生徒数、学校数等）が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられること
  - ・都道府県教育委員会独自の学力調査においても、都道府県全体の調査結果を公表している例が多く見られること
  - ・都道府県教育委員会は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなど役割と責任を担っていること
  - ・国として国全体の調査結果について、説明責任を有しており、その観点から全国的な調査結果だけを示すのでは十分ではなく、都道府県単位程度の状況について公表する必要があること
- 指定都市の取り巻く現状や都道府県・指定都市教育委員会の意向を勘案すると、
  - ・全国学力・学習状況調査や指定都市独自の学力調査で多くの指定都市が市全体の調査結果を公表しており、参加する児童生徒数に関して指定都市は都道府県と同規模を有することから、国が指定都市の結果を公表しても、弊害が生じるおそれは比較的小さいこと
  - ・教職員給与負担等は指定都市へ移譲すると、全国学力・学習状況調査によって指定都市の教育施策についての課題を把握できたとしても、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られること
  - ・都道府県・指定都市教育委員会で、国が指定都市の結果を公表することに反対しているところは少数であったことから、平成 29 年度から国が指定都市の調査結果を公表し、国民に対して、より一層説明責任を果たしていくこととする。
- しかしながら、国が指定都市の調査結果を公表することにより、序列化や過度な競争を招かないよう、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、必要な配慮を行うこととする。

○なお、都道府県の結果公表については、「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」も「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」もいずれを国が公表するにしてもメリットがある。それぞれの公表内容のメリットを生かすため、両方の調査結果を公表することとする。

#### （５）都道府県・指定都市の教科・質問紙調査項目に関する数値の公表

○国では、従前より、平均正答率だけでなく、都道府県ごとの様々な数値を公表してきており、平成29年度調査からは指定都市の結果を公表することとしている。これまで以上に、多角的な分析を行いやすくするとともに、国としての説明責任を果たすため、平成29年度から、都道府県・指定都市ごとの特徴がより分かりやすい様式での提供・公表を行う必要がある。

○具体的には、以下のものについて、新たに都道府県・指定都市の一覧での提供・公表を行う。

- ・2教科4区分（理科を実施する場合には3教科5区分）ごとに、児童生徒を正答数の大きい順に整列し、人数割合により25%刻みで四つの層分けを行い、A～D層として示した割合
- ・「全国学力・学習状況調査結果チャート」[学校運営]における学校質問紙調査項目に係る領域ごとの数値
- ・「全国学力・学習状況調査結果チャート」[児童生徒]における児童生徒質問紙調査項目に係る領域ごとの数値
- ・年度ごとの調査内容・結果を踏まえた、特徴的な質問紙調査項目の回答状況

○なお、A～D層として示した児童生徒の割合、特徴的な質問紙調査項目の回答状況について、序列化や過度な競争を招かないよう、都道府県・指定都市の一覧での公表は、整数値で行う。しかしながら、それらについては、調査結果概況資料など都道府県別・指定都市別にまとめた資料では、小数点以下第一位まで公表する。

○また、都道府県・市町村教育委員会が教育施策の改善・充実に活用しやすくするため、従前より提供してきた設置管理者・学校の様々な数値について、平成29年度から、設置管理者や学校の特徴がより分かりやすい様式での提供を行う。ただし、設置管理者・学校の当該数値は、引き続き、国は公表しない。

○さらに、平均正答率については、学力面において、細かい桁における微小な差異は、実質的な違いを示すものではないため、国としては、小数点以下を四捨五入した整数値で結果を提供することとする。ただし、教育委員会や学校に対しては、児童生徒の個票データを提供するため、より細かな数値を算出し、分析・公表を行うことは可能である。

国会会議録（第 193 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 10 号 平成 29 年 4 月 14 日）

○大平委員 このように、結果の公表によって各学校の点数が比較をされる、テストの平均点を上げることが至上命題となり、子供たちと教員が過度な競争に駆り立てられ、教育をゆがめる弊害が私は深刻なものになっていると思います。

大臣、改めて、文科省もこの弊害を認めている調査結果の公表を私はやめるべきだと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 お答えをいたします。

全国学力・学習状況調査の結果公表が過度な競争を招いているとの認識はなく、引き続き調査結果の公表は行っていきたいと考えております。

なお、国として都道府県別の結果を公表している理由としては、国全体の調査結果について説明責任を有しており、その視点から、全国的な調査結果だけを示すのでは十分でなく、都道府県単位の状況について公表する必要があるためであること、また、都道府県教育委員会は、小中学校の県費負担教職員の人事権を有するなど都道府県域全体の教育行政に対してさまざまな役割を担っていることなどが挙げられております。